

議案第15号

養父市大屋生活支援ハウス設置及び管理条例を廃止する条例の制定について

養父市大屋生活支援ハウス設置及び管理条例を廃止する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市大屋生活支援ハウス設置及び管理条例を廃止する条例

養父市大屋生活支援ハウス設置及び管理条例（平成16年養父市条例第141号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。